

事務連絡
令和5年5月19日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人 日本バス協会
理事長 石指雅 啓

道路運送法施行規則の一部を改正する省令について
(上限運賃の認可における地方運輸局への権限の委譲等)

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、道路運送法施行規則の一部を改正する省令（令和5年5月19日 国土交通省令第44号）により、道路運送法施行規則第67条に規定される「地方的な路線の基準」が別添のとおり改正され、令和5年5月19日以降の申請から、上限運賃の認可権限が変更されます。また、この度の一部改正により新規許可、事業計画変更等についても変更されますので、貴協会におかれましてはその旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

記

○乗合バス事業者の上限運賃の認可

改正後	改正前
車両数700両未満 ※1	車両数150両未満

※1 申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる路線に係る事業用自動車の総数

○乗合バス事業者の新規許可又は事業計画変更等に係る認可、及び安全管理規程の設定若しくは変更の届出の受理又は事業改善命令等

改正後	改正前
車両数700両未満 ※2	車両数100両未満かつ200km未満

※2 (申請に係る) 路線に係る事業用自動車の総数

【問合せ先】

公益社団法人日本バス協会
業務部 山本・松浦
電話：03-3216-4014